

(登録にあたって) 江東区障害者移動支援事業に係る事業者登録について

1. 事業者登録について(更新の登録も同様)

サービスの提供にあたっては、事前に江東区へ事業者登録する必要があります。下記の必要書類を添付のうえ申請してください。

【必要書類】

- ①障害者移動支援事業者登録申請書(別記第4号様式)
 - ②定款(原本と相違ない場合、写し可)
 - ③運営規程(移動支援)
 - ④都道府県の指定通知書(更新通知書)の写し(居宅介護・重度訪問介護等)
 - ⑤移動支援事業者従事者一覧表
 - ⑥修了証等の写し(全員分)
 - ⑦利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要(移動支援)
- ※③、⑤、⑦については、様式は問いません。なお、参考様式もありますのでご活用ください。

<注意>

- ・遡及登録はしませんので、ゆとりをもったの申請をお願いします。
(概ね3週間～1か月程度。書類の状況によっても変動します)
- ・登録完了時には、「障害者移動支援事業者登録通知書」を発送します。登録年月日を確認の上、サービスを提供してください。

<東京都又は事業所所在地の都道府県等への届出について>

新規に移動支援事業を行うにあたっては、東京都又は事業所所在地の都道府県等に対する事業開始の届け出が必要です。開始後に、変更や廃止を行う場合についても、届け出が必要になりますので、ご注意ください。東京都の書式は、次のウェブサイトからダウンロードできます。

東京都障害者サービス情報>書式ライブラリー>事業開始届(移動支援事業)

2. 請求書類等について

登録後、サービスを提供した際には、下記の書類を作成のうえ提出してください。

(サービス提供月の翌月10日まで)

No.	提出書類	提出時期
1	移動支援給付費請求書	毎月
2	移動支援給付費明細書	
3	移動支援サービス提供実績記録票の写し	
4	障害者移動支援事業契約内容報告書	初回
5	支払金口座振替依頼書	変更時

<移動支援給付費の支払について>

請求内容に誤り等ない場合、サービス提供月の翌々月末までに口座振込いたします。

(例) サービス提供月 5月
書 類 提 出 6月10日
口 座 振 込 7月末まで(20日以降)

【提出・問合せ先】

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

<登録に関すること> 江東区障害福祉部障害者施策課指導検査係
TEL: 03-3647-9350 FAX: 03-3699-0329

<請求に関すること> 江東区障害福祉部障害者支援課在宅生活相談係
TEL: 03-3647-4308 FAX: 03-3647-4910